

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年9月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1500005 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1500077 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から平成 9 年 2 月 28 日まで

A 社の代表取締役として勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている。請求期間の給料台帳によると、受け取っていた報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたので、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初 59 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 2 月 28 日 (以下「全喪日」という。) の後の同年 3 月 4 日付けで、平成 8 年 9 月 1 日に遡って 12 万 6,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、請求者から提出された A 社に係る給料台帳によると、減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

一方、A 社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間及び減額訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社の全喪日まで厚生年金保険に加入していた者は、請求者のほかに同僚一人が確認できるところ、当該同僚は、同社が社会保険から脱退したことについて、請求者と二人で決めた旨陳述しており、請求者は、経営状態が苦しい時期があり、社会保険をやめようということになった旨陳述している。

さらに、請求者及び当該同僚は、A 社が社会保険の適用事業所でなくなる手続を、氏名は記憶していないが社会保険労務士に頼んだと思う旨陳述しているが、請求者は、代表印は自身が管理していた旨陳述していることから、請求者が同社の代表取締役として、上記減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。